

長野市農林土木事業補助金交付要綱

長野市農林土木事業補助金交付要綱（昭和52年8月11日長野市告示第66号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1 この要綱は、農林業の生産基盤を整備改善するため、土地改良区、農業協同組合、森林組合、協同施行体その他市長が適当と認める者が行う農林土木事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、長野市補助金等交付規則（昭和61年長野市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農林土木事業 畑地かんがい事業、客土事業、暗渠排水事業、ほ場整備事業、農地防災事業、かんがい排水事業、農道整備事業及び林業土木事業をいう。
 - (2) 畑地かんがい事業 作物の栽培に必要な水を畑又は樹園地まで供給する施設を建設する事業をいう。
 - (3) 客土事業 土壌の改良を図るため、他の土地から目的に添った土を搬入し、敷き均す作業を行う事業をいう。
 - (4) 暗渠排水事業 田畑の水はけを良くするため、地中に有孔管等を埋設する事業をいう。
 - (5) ほ場整備事業 機械の導入その他効率的な農作業に資するため、田畑の形状を整える事業をいう。
 - (6) 農地防災事業 農地及び農業用施設の自然災害を未然に防止し、又は自然の変化により低下した農地及び農業用施設の機能を回復するため、次に掲げる工事を実施する事業をいう。
 - ア 老朽ため池等整備工事（老朽化したため池の堤防等の施設からの漏水又はため池等への土砂の流入を防止するために行う工事をいう。）
 - イ 土砂崩落防止工事（農地の崩落又は農地及び農業用施設への土砂の流入を防止するための工事をいう。）
 - (7) かんがい排水事業 農業用水及び農業排水のため次に掲げる工事（雨水等の排水路としての機能を兼ねる施設を改修する工事を含む。）をいう。
 - ア 用排水路及び用排水路施設工事（主に農業用水及び農業排水のために使用する水路等の改修をする工事をいう。）
 - イ 排水路及び排水施設整備工事（雨水の混入が著しい排水路等を改修する工事をいう。）
 - (8) 農道整備事業 農道（附帯施設を含む。）の新設若しくは改良又は農道の舗装を行う事業をいう。
 - (9) 林業土木事業 林道の開設、改良又は舗装を行う事業をいう。
- （補助金の対象経費、補助率等）

第3 補助金の交付の対象となる経費は農林土木事業に要する経費とし、補助率等は次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める補助率等とする。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

- (1) 次号に掲げる農林土木事業以外の農林土木事業 別表第1に定める補助率等
- (2) 国又は県の認可を受けて実施する農林土木事業 別表第2に定める補助率等

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(事前手続)

第4 第3第1号の農林土木事業を行おうとする者は、あらかじめ長野市農林土木事業承認申請書(様式第1号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の交付申請)

第5 規則第3条に規定する申請書は、長野市農林土木事業補助金交付申請書(様式第2号)によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 工事設計書(図面添付)
- (2) その他市長が必要と認める書類

3 前2項に規定する書類の提出期限は、市長が別に定める。

(補助事業の内容の変更等)

第6 規則第8条の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき 長野市農林土木事業変更承認申請書(様式第3号)

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 長野市農林土木事業中止承認申請書(様式第4号)又は長野市農林土木事業廃止承認申請書(様式第4号)

(実績報告書)

第7 規則第9条に規定する実績報告書は、長野市農林土木事業実績報告書(様式第5号)によるものとする。

2 規則第9条に規定する関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 竣工書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して15日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付請求)

第8 規則第12条第2項に規定する請求書は、長野市農林土木事業補助金交付請求書(様式第6号)によるものとする。

(書類の提出部数)

第9 この要綱の規定により市長に提出する書類の部数は、1部とする。

(補則)

第10 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（昭和61年6月27日告示第93号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の長野市農林土木事業補助金交付要綱の規定は、昭和61年度分の補助金から適用する。

附 則（平成3年7月29日告示第110号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の長野市農林土木事業補助金交付要綱の規定は、平成3年度分の補助金から適用する。

附 則（平成4年8月11日告示第132号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の長野市農林土木事業補助金交付要綱の規定は、平成4年度分の補助金から適用する。

附 則（平成5年3月31日告示第63号）

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成21年7月6日告示第425号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

別表第1（第3関係）

国又は県の認可を受けて実施する農林土木事業以外の事業

事業の種類		補助率等	交付の条件
畑地かんがい事業		100分の40以内	当該事業に係る受益者が2人以上で、かつ、受益面積が0.3ha以上5.0ha未満であること。
客土事業		100分の40以内。ただし、10a当たり16万円を限度とする。	当該事業に係る受益者が2人以上で、かつ、受益面積が0.1ha以上5.0ha未満であること。
暗渠排水事業		100分の40以内。ただし、10a当たり16万円を限度とする。	当該事業に係る受益者が2人以上で、かつ、受益面積が0.1ha以上5.0ha未満であること。
ほ場整備事業		100分の50以内。ただし、10a当たり16万円を限度とする。	当該事業に係る受益者が2人以上で、かつ、受益面積が0.1ha以上3.0ha未満であること。
農地防災事業	老朽ため池整備工事	100分の75以内。ただし、30万円を限度とする。	
	土砂崩落防止工事	100分の75以内。ただし、30万円を限度とする。	
かんがい排水事業	用排水路及び用排水施設整備工事	100分の95以内	
	排水路及び排水施設整備工事	100分の100以内	
農道整備事業		100分の100以内	農道を新設し、又は改良する場合には幅員を2.5m以上と、農道を舗装する場合には幅員を2.0m以上とすること。
林業土木事業		100分の100以内	当該事業に係る山林の受益面積が3.0ha以上であること。

別表第2（第3関係）

国又は県の認可を受けて実施する農林土木事業

事業の種類		補助率等
畑地かんがい事業		事業費に 100分の80を乗じて得た額から、国又は県から交付を受ける補助金の額を減じて得た額以内
客土事業		事業費に 100分の60を乗じて得た額から、国又は県から交付を受ける補助金の額を減じて得た額以内
暗渠排水事業		事業費に 100分の60を乗じて得た額から、国又は県から交付を受ける補助金の額を減じて得た額以内
ほ場整備事業		次に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額以内 (1) 当該事業が団体営事業又は県営事業である場合 事業費に 100分の80を乗じて得た額 (2) 県費補助事業である場合 事業費に100分の60を乗じて得た額
かんがい排水事業	用排水路及び用排水施設整備工事	事業費に 100分の95を乗じて得た額から、国又は県から交付を受ける補助金の額を減じて得た額以内
	排水路及び排水施設整備工事	事業費から国又は県から交付を受ける補助金の額を減じて得た額以内
農道整備事業		事業費から国又は県から交付を受ける補助金の額を減じて得た額以内
林業土木事業		事業費から国又は県から交付を受ける補助金の額を減じて得た額以内